

意 見

1 卸売市場を取り巻く環境

近年の少子高齢化による食料消費の減少や消費・小売形態の変化、消費者ニーズの多様化等により、大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）が開設された昭和 53 年当時に比し、市場を取り巻く環境は大きく変化しており、市場の取扱数量・金額は年々減少している。

このような情勢が続く中、府では市場のあり方について議論が行われ、平成 22 年 2 月の戦略本部会議において、民間の活力やノウハウを導入しながら市場の活性化を図り、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」を目指す方針が示された。

平成 24 年 3 月には、開設者である府だけでなく、指定管理者や市場内業者等の市場関係者が一体となって市場運営の活性化に取り組むための指針として、「競争力のある市場をめざして～大阪府中央卸売市場 経営展望～〔中期経営計画(平成 24 年度～平成 28 年度)〕」（以下「経営展望」という。）を策定し、同年 4 月、市場経営の効率化と市場活性化を目的として指定管理者制度を導入した。

2 取引状況

平成 24 年度における市場の取扱数量は 278,190 トン（前年度比 1.9%の減）、取扱金額は 897 億 9,400 万円（前年度比 4.9%の減）と数量、金額ともに減少となった。青果・水産それぞれの取扱数量・金額を見ても、数量、金額ともに前年度比で減少し、青果物については、取扱数量は 226,777 トン（前年度比 1.8%の減）、取扱金額は 498 億 2,100 万円（前年度比 5.0%の減）、水産物については、取扱数量は 51,413 トン（前年度比 2.3%の減）、取扱金額は 399 億 7,300 万円（前年度比 4.7%の減）となった。依然として、市場経営を取り巻く状況は厳しい状況にある。

3 経営状況

(1) 市場会計の経営状況

指定管理者制度導入初年度となる平成 24 年度は、施設設備の賃貸及び維持管理等の主たる業務が指定管理者へ委託されたことにより、市場会計の構造が著しく変化している。営業収益（売上高割利用料金、面積割利用料金等）15 億 7,300 万円は指定管理者の収入となり、一方で営業外収益に指定管理者からの納付金 6 億 4,000 万円が計上されたが、他会計補助金が 1,800 万円減少したことなどから、事業収益は 9 億 6,500 万円減少（前年度比 55.6%減）し、7 億 7,200 万円となった。事業費用は、光熱水費や委託料等の減少、及び市場（開設者）の人件費削減により、8 億 9,400 万円減少（前年度比 49.4%減）し、9 億 1,500 万円となった。その結果、当年度純損益は 1 億 4,300 万円の赤字(前

年度は7,100万円の赤字)となった。

(2) 指定管理者を含めた市場全体の経営状況

運営にかかる主たる業務が指定管理者へ委託されたため、市場全体の経営状況を見ていくためには、市場会計単独の決算を見るだけでは測れず、指定管理者を含めたそれぞれの決算がどうなったかを前期と比較する必要がある。

市場全体の決算をみると、取扱高が減少しただけでなく、面積割利用料金も減少し、前年度と比べ収益は1,500万円減少した。一方で、指定管理者制度の導入により、委託料で2,200万円、職員給与費で7,200万円といった大幅な経費削減もあったが、新たに活性化事業費5,800万円や税金費用3,900万円の支出があり、前年度と比べ損失が1,900万円拡大し、当年度損益は市場全体の9,000万円の赤字となった。

経営展望において示された収支計画(2億3,700万円の赤字)と比べ損失額は縮小しており、このことは、今後5年間を示した経営展望の実現に向けて、明るい材料を示したといえる。

(参考) 当期利益比較		(単位：百万円)
	平成 23 年度 ()は計画額	平成 24 年度 ()は計画額
中央卸売市場	△71(△110)	△143(△237)
指定管理者		+53(0)
合計	△71(△110)	△90(△237)

注：計画額は消費税込の数値のため参考数値

(3) 今後の課題

市場は昭和53年の開設から35年を経過し、施設設備の経年劣化に対応した機能維持や耐震補強、改良のための工事として、平成20年度から平成28年度まで総額約32億円が必要であるとし、平成24年度までに12億円が実行され、平成25年度以降20億円が予定されている。この大きな課題に「府費を増大させることなく」、「資金不足を発生させない」という前提で対応するため、経営展望において示している市場会計の平成28年度までの収支計画では、平成25年度から毎年2億円超のキャッシュフローの獲得が見込まれているが、これまでの実績を見ると、必ずしも楽観することはできない。

指定管理者制度は、今後とも市場会計のキャッシュフローを獲得し、市場機能の維持・継続が可能となるよう、市場経営の効率化と活性化を目指すために大きな期待を

持って導入した制度といえる。したがって、その目的が達成できているかについて、毎年度継続的に評価するとともに、導入時には予測できなかった事態が生じる場合には、適宜、見直しを行うことが必要である。

今回の定期監査の結果を踏まえ、指定管理者制度の運用に関して検出された下記の事項について、適切な改善措置を講じることを求める。

ア 指定管理者との契約において市場会計の収入や負担額が適正であるためには、当初の計画数値の適正性、正確性が確保されていなければならない。

募集要項で示された必要経費の一部について、平成 23 年度の決算実績において市場の努力ですでに費用削減が達成されていたものが含まれていたことが判明した。公募を実施した時期が、平成 23 年度の決算前であったとはいえ、これらの経費は指定管理者の努力によるコスト削減ではないため、指定管理者が享受すべき利益とは考え難い。指定管理者と契約そのものについて協議を行う必要があると考える。

今後とも、毎年度の決算を詳細に分析することにより、将来の納付金等の見直しにつなげられたい。

イ 契約上、「市場の活性化及び競争力の強化に資する」ために、指定管理者に市場活性化事業予算 5,800 万円が認められており、未使用残額は市場に返還することとされている。

市場は、毎年度指定管理者から提出される事業計画書の審査にあたり、厳格なチェック（例えば、目的に対して効果的な使用であるか、無駄な経費の使い方にならないか。）を行うだけでなく、活性化事業費が目的達成のために効果的に使われているかを的確にチェックできる報告様式に改めるよう指定管理者と合意されたい。

ウ 指定管理者には緊急修繕費予算として 5,000 万円が与えられ、一方で市場が直接実施している修繕もあるが、負担についてどのような判断がなされたのかが明確になっていない。

市場の明確な考え方（例えば、資本的支出となるものは全て府が実施する。）を明文化したルールを作成し、指定管理者と合意するとともに、そのルールに則って協議を行った証拠となる協議録を残されたい。

エ 平成 25 年度の指定管理者の収支計画書によると、経営展望の前提とは異なり、利

用料金収入は減収見込みである。

指定管理者の収支計画書が、市場の経営展望から乖離し、収入の伸びがないものとしながら、活性化事業費は経営展望どおりとし、なおかつ、指定管理者には利益を計上する計画となっている。このような計画数字を許容することは、指定管理者制度導入の目的達成を脅かす可能性がある。指定管理者の事業計画書の精査について対処されたい。